

9 農業者年金事業

【121, 944(121, 582) 百万円】

対策のポイント

- ・ 国民年金の2階部分として、農業者の老齢時に年金等を支給する事業を行います。
- ・ 意欲ある農業者に対し、経営を支援するため保険料の一部を助成し、農地等を経営継承して農業から引退した時に特例付加年金として支給します。

<背景／課題>

- ・ 昭和46年に創設された旧農業者年金（旧制度）は、農業者の老後生活の安定とともに、経営移譲の促進により、農業構造の改善に寄与してきました。
- ・ 平成14年に創設された新農業者年金（新制度）では、**年金原資を自ら積み立てる方式を導入し**、制度の安定を図るとともに、意欲ある農業者の経営を支援する仕組みになっています。

政策目標

独立行政法人農業者年金基金による農業者年金制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農業者年金給付費等負担金 120, 711(120, 380) 百万円
旧制度の受給者等に対し年金等を給付します。
2. 特例付加年金助成補助金 1, 233(1, 202) 百万円
意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成します。助成分の保険料は、特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

(関連措置)

- (独) 農業者年金基金運営費 3, 293(3, 320) 百万円
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：(独) 農業者年金基金 〕

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163)]